謹賀新年

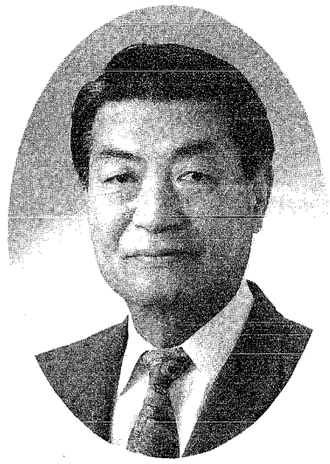

小須戸町長　佐藤　太加志

年頭にあたり、町民の皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

例年のことではありますが、この元日号のご挨拶文を記す際には、今年こそは、平穏無事、無事故、無災害を念じつつ、併せて、町民皆様のご多幸をお祈りしながら、草稿のペンを運んできたところであります。

しかしながら、昨年も国内においては、病原性大腸菌O－157が猛威をふるい、行政面では厚生省高官による不祥事があり、自然災害では、年末間近に、当県と長野県境の工事現場で土石流による災害が起き、多数の方が犠牲者となられましたことは、誠に痛々しい限りでありました。これらの出来事は、未だ脳裏に鮮明であります。

一方、当町に於いては、交通事故により三名の方々が犠牲となられてしまいましたが、真に残念なことであり、改めてご冥福とお悔やみを申し上げる次第であります。そして今年こそは、交通事故等の災難が絶無でありますことを、心から祈念するものであります。

さて、災害、災難は不可抗力に起因することが多々ありますが、人が人為的に惹起する反社会的な不法行為は、決して許されるべきものではありません。

昨年十一月二十九日に若き起こしました、当町役場職員による不祥事は、想像に絶する事犯であり、まことに痛恨の極みでありまして、町民の皆様に多大なるご心痛と不名誉なる思いをお与え致しましたことに対しまして、心から陳謝申し上げる次第であります。

私は、常に機会あるごとに、町職員に対して、町民の奉仕者としての責務、職務にしっかりした自覚を持ち、町民皆様からの信頼に応えられるよう、指導、強調をしてまいったところではありますが、このような事態が生じてしまい、誠に遺憾に耐えない次第であり、重ねてお詫びを申し上げます。

これからは、私をはじめとして、職員一丸となって、町民皆様からの信頼回復を計り乍ら、安心して委ねられる行政執行に最大の努力を尽くしてまいる所存でありますので、これまで以上のご指導、ご鞭撻、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

例年でありますと、この元旦号に町の主たる事業、または行政の状況等について、ご報告とご案内を兼ねさせて頂いたのでありますが、これらにつきましては、毎月の「広報こすど」に記載させて頂きながら、ご理解を賜りたく存じますのでよろしくお願い申し上げます。

本来ですと、明るくあるべき年頭のご挨拶が、終始、暗ウツなものとなってしまいましたが、私も初心を忘れず、真摯な気持ちで、これからの町づくり、二十一世紀に対応できる、町づくりのために努力を傾注し、全町民の皆様から、真に信頼されるところの「明るく生き生きとした、活力ある町、きめ細やかな福祉のある町」づくりを進めて参る所存でありますので、本年も更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民皆様の一層のご健勝とご多幸ご繁栄をご祈念申し上げます。

そして今年こそは、事故、災害、災難のない平穏な年となりますことを念じつつ、ご挨拶と致します。

歳時記 ―正　月―

正月の子供になって見たきかな　一茶『寛政紀行書込』

昔の子どもは、もういくつ寝るとお正月…と楽しみに指折り数えて待ちました。元旦には家族そろってお雑煮のもちを年の数だけ食べ、男の子はたこ揚げ、女の子は羽根つきなどをして遊んだものです。

しかし、「最近の子どもの正月の最大の楽しみはお年玉」という小学校の先生の話を聞いたことがあります。もらったお年玉を電卓で計算し、テレビゲームなど買いにいくのでしょうか。

また、最近は各家庭で門松を立て、若水をくみ、年神を祭るなどの正月行事はあまり行われなくなり、元旦をパック入りの雑煮で祝う程度の家も増えました。

一方、各地の初もうではにぎわい、相変わらず年賀はがきは人気があるようです。写真を取り入れたり、カラープリンターで作成したりするなど、年賀状も多様化しています。近い将来、パソコンのメールによる年賀状も珍しくなくなるでしょう。

今年こそ日記をつけようとか、たばこをやめようなどと、それぞれの誓いをたてて新年を迎える気持ちは今も昔も変わらないようです。今年も平穏な暮らしを、というのがみんなの願いです。

しかし、そうした思いとは裏腹に事件・事故が起きてしまいます。事件・事故の防止と早期解決には１１０番です。一月十日は「１１０番の日」。１１０番の正しい使い方を理解しましょう。

所得税の還付申告は二番館で！

税務署では、本年も関東信越税理士会新津支部の協力により、次の日程で二番館（旧新津市役所）に次のような方を対象として、還付申告会場を設けることとしました。

【対象となる方】

・年金を受給されている方
・給与所得者で
①医療費控除を受ける方
②住宅取得等特別控除を受ける方
③２ヶ所以上からの給与を受けている方
④年の中途で退職した場合などで年末調整されなかった方

還付申告書の書き方などがわからない方は、ぜひ御利用ください。

①場所　新津市本町二番館（旧新津市役所）二階
②期間　２月３日（月）～２月24日（月）（土・日・休日を除く）
③時間　午前９時～午後４時（受付は午後３時まで）

問い合わせ先　新津税務署　☎２２－２１５１

なお、この会場では、原則としてご自身で申告書を作成していただきます。

お出での際は、次のものをご用意ください。

【共　通】

・印鑑、筆記用具、計算器具
・金融機関名、口座番号のわかる書類など
・社会保険料の支払額のわかる書類
・生命保険料の支払額のわかる書類
生命・損害保険料控除証明書（給与所得者で勤務先等に提出している場合は不用です。）
・昨年の申告書の控がある方は、お持ちください。

■年金を受給されている方
・公的年金の源泉徴収票（原本）

■給与所得者
・給与所得の源泉徴収票（原本）

■医療費控除を受ける方
・医療費の領収書など（事前に集計または内訳書の作成をお願いします。）

■住宅取得等特別控除を受ける方
・住民票の写し
・家屋の登記簿謄（抄）本
・売買（請負）契約書の写し
・金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」
増改築等の場合は、このほか建築確認通告書の写しなどが必要です。

還付申告説明会の開催について

税務署では関東信越税理士会新津支部の協力により、還付申告書の記載方法などについて、次の日程で説明会を開催しますので、ぜひ御利用ください。

■会場　五泉市役所四階会議室
■日時　平成９年２月５日（水）
　午前10時～（年金受給者）
　中途退職者
　医療費控除

午後１時30分～（住宅取得控除）

問い合わせ先　新津税務署　☎２２－２１５１

なお、この会場では、原則としてご自身で申告書を作成していただきます。

ご用意いただくものは、還付申告と同じです。